

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

「新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集（Q&A）について

令和 2 年 4 月 26 日に開催された医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「P C R 検査に係る人材に関する懇談会」での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、「新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和 2 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課事務連絡、以下「4 月 27 日事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。

今般、当事務連絡に関する質疑応答集を別添の通り作成いたしましたので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集 (Q&A)

Q 1 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について、歯科診療所において行うことは可能か。

A 1

歯科診療所において、新型コロナウイルス感染症の診断を目的として、歯科医師がPCR検査のために鼻腔・咽頭拭い液を採取することは、4月27日事務連絡において違法性が阻却され得ると考えられると整理した状況には該当しない。

なお、4月27日事務連絡による歯科医師の検体採取の実施は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している等の状況であり、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況にある場合等において、都道府県・保健所設置市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）、都道府県協議会や地域の医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員、臨床検査技師（以下「医師等」という。）を確保することが困難であると判断した場合において、地域の歯科医師会等の協力を得て行うものであり、各歯科医師個人の判断で実施可能となるものではない。

Q 2 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について、軽症者等が宿泊療養を行う宿泊施設において行うことは可能か。

A 2

宿泊療養を行う宿泊施設においては、既に一度新型コロナウイルス感染症と診断された方が療養しており、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要する状況とはいえないことから、4月27日事務連絡において違法性が阻却され得ると考えられると整理した状況には該当しない。

Q 3 看護職員や臨床検査技師が、検体採取ではなく、専ら受検者の本人確認、問診票のチェックやPPEの着脱等の診療の補助（医行為）以外の業務に従事している場合に、4月27日事務連絡により歯科医師が検体採取を実施することは可能か。

A 3

4月27日事務連絡の取扱いは、PCR検査体制の強化に向けて、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が困難である場合に、要請を受けた歯科医師のご協力をいただくためのもの。診療の補助（医行為）以外の業務に専ら従事している看護職員や臨床検査技師がいる場合については想定していない。

Q 4 協力歯科医師はどのように確保すべきか。

A 4

都道府県等、医師会、歯科医師会等の関係者間で協議の上、検体採取を行う医師等の確保が困難であると判断された場合に、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に協力する歯科医師を募集する際は、地域歯科医師会を窓口として行うことが望ましい。

Q 5 4月27日付事務連絡の2.（2）に規定する研修の実技研修について、「地域外来・検査センター運営マニュアル」2.1）②都道府県医師会等の受託者の準備事項にある「地域外来・検査センターにおいて従事する者、特に診療・検体採取をおこなう者は、感染予防策や検体採取方法について事前に訓練・準備を行っておく」に規定されている訓練・準備をもって実技研修としてよいのか。

A 5

差し支えない。ただし、事前に実技研修を除く研修を行っておくこと。

Q 6 「実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること」とあるが、どのように同意をとれば良いか。

A 6

同意を取得する際には、患者が検体を採取される際に歯科医師が検体採取を実施していることを認識していることが重要である。これが満たされるのであれば、同意の取得方法として、書面による同意、口頭での説明による同意、歯科医師も検体採取を実施していることを施設に掲示した上で歯科医師が検体採取を実施していることを明確に患者に伝えることによる同意等の、いずれの方法でも差し支えないため、現場の負担の少ない方法を選択していただきたい。